平成 26 年４月から

# 返還に関する制度変更があります

**～返還に関する制度変更のお知らせ～**

## １．延滞金の賦課率の引き下げ

平成 26 年４月以降に発生する延滞金の賦課率を **年１０%から５%** に引き下げます。

## ２．返還期限猶予制度の適用年数の延長

返還期限猶予制度を適用できる年数を **通算５年から 通算１０年** に延長します。

## 3. 減額返還制度及び返還期限猶予制度の基準の緩和

「経済困難」事由の収入基準額（給与所得者は年間収入 300 万円（給与所得者以外は年間所得 200 万円））を超える場合でも、特別な支出を控除して収入基準額以下となる場合は、減額返還制度及び返還期限猶予を申請することができます。平成 26 年４月から、以下についても控除することとします。

① 本人の被扶養者について **１人につき 38 万円控除** します。
　従来の親等へ生活費補助の控除は 48 万円から 38 万円に変更になります。

② 減額返還適用者は **一律 25 万円** 控除します。

なお、本人の医療費及び本人が扶養している者の医療費に係る特別な支出の控除は従来どおりです。

## 4. 延滞者への返還期限猶予の適用（申請月において真に返還が困難な方が対象です）

延滞者であっても、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置き、猶予申請月より **返還期限猶予を適用** します。

猶予適用期間中は、延滞が進むことはなく、新たに延滞金も加算されません。
申請事由により、一定の収入以下を適用条件とするものがあります。
猶予期間終了後は、対象となった延滞期間について猶予を改めて遡って申請することはできません。
また、延滞分の返還額について一括または分割で返還していただきます。
申請にあたっては、返還期限猶予願（延滞据置）の様式で申請してください。
**延滞開始年月から猶予申請ができる場合は、通常の猶予申請をしてください。**

## 5. 減額返還制度の申し込みに係る提出書類の簡素化

平成 26 年３月以降の貸与終了者（在学猶予終了者含む）については、返還開始より１年以内（貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の所得証明書が発行されるまで）の初回申請時に限り、収入証明書等の **証明書類の提出が不要** となります。

※　最新情報は、機構ホームページをご確認ください。

**http://www.jasso.go.jp/**

## 奨学金返還相談センター

**0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）**

**※平成 26 年４月１日から、新しい電話番号となりました。**

**〈月曜日～金曜日 8時30分~20時00分（土日祝日・年末年始を除く）〉**

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話　専用ダイヤル：**03－6743－6100**

独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

H26．4．1M